

# 池田総合特許法律事務所

## ニュースレター



平成27年6・7月 第8号

### INDEX

- 📄 はじめに
- 📄 五條橋
- 📄 ちょっと相談～ミニコラム～
- 📄 相談予約方法
- 📄 法律コラム

### ～はじめに～

6月2日に、岡崎市にて介護事故に関するセミナー開催のご案内を差し上げましたところ、定員を超えるお申込みを頂きました（総数29名）。ありがとうございます。セミナーの様子については、近日中にホームページ上の掲載する予定です。

### ～五條橋～

慶長年間の「清洲越し」で清洲の五條川にあった木造の橋をそのまま名古屋に移したため名称もとのままとしています。昭和13年に木造の橋からコンクリート製に架け替えられました。

御影石の親柱、高欄、擬宝珠、石張舗装が落ちついたイメージになっています。

五條橋の擬宝珠（ぎぼし）には、堀川が掘削された慶長15年（1610）より古い「慶長七年壬刀六月吉日」の銘があり、清洲越しの際に移転したことが窺われます。擬宝珠の作成者は、尾張の鋳物師頭であった水野太郎左衛門二代と伝えられています。

なお、現在の擬宝珠はレプリカで、本物は名古屋城に展示されているそうです。

（事務所より徒歩8分）



### ちょっと相談～ミニコラム～

Q マイカーにETCカードを挿入し忘れてしまい、ゲートを戻るに戻れずそのまま通過してしまいました。罰せられますか？

A うっかりミスと言っても、通行料金の支払義務がなくなったわけではありません。気がついた以上、申し出るべきです。

料金不払いは、割増金もプラスされて本来の料金の3倍の請求を受けるだけでなく、刑事罰の対象にもなり、検挙、起訴されることがあります。

また、利用規程には、開閉バーが開かない場合に衝突しないように通行するよう定められており、開閉バーが開かずに衝突などの事故が発生した場合、開かない原因が運転者でない場合でも事故の責任は、一般に運転者が負います。開閉バーを損傷した場合、標準的な物で1本あたり65,000円を請求されることもありますので、注意が必要です。

実際に、京都市内の僧侶がETCの不正通行を行ったとして検挙され、故意に不正を行ったかどうか争われた事件では、最高裁判所で故意と認定され、罰金200万円の判決が言い渡されました。

カードの挿入を忘れたという場合であっても罰金が課せられることもありますので、早急に、管轄の高速道路会社に連絡するようにして下さい。

### 相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

6・7月も無料相談会を行っています。

日程については、お電話にてお尋ね下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM～5:30PM

ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

# 一法律コラムより一（事務所ホームページに掲載しました。）

池田総合特許法律事務所



## ～ 創業の「すすめ」 ～

定年が65歳に延長されても、日本人の平均寿命は男性が80.21歳、女性が86.61歳と世界最高水準にあり、健康寿命（健康上の問題なく日常生活が送れるまでの年数）は、男性71.19歳、女性74.21歳と、定年後6～9年もあります。

経済的な必要性という面だけでなく、自己実現という面から、定年後もさらに何らかの仕事をしてみたいと考えるのはごくごく自然です。宮仕えの身から離れて①今までの仕事上で培ってきた知識、経験を生かして独立して仕事をしたい②全く違う領域の仕事や趣味の世界に通じる仕事をしたいという気持ちを持つ方も、いらっしゃるのではないかと思います。あるいは、③会社勤めをして一定の経験も積んだので、その経験やコネを生かして、この際、思い切って独立したいと考える現役の人も増えてきているのも事実です。

ただ事業をやりたいからといって、血気にはやって創業しようとして銀行を訪ねてもお金は貸してくれませんか、また、退職金をつぎ込んで事業に手を出しても、すぐに営業資金、固定費等で消えて無くなってしまおうということにもなりかねません。

大事なことは、趣味や願望の延長ではなく、しっかりとした「事業性」の見通しが立てられるかどうかです。

勿論、将来のことですので、不確実なことはありますが、全くの無計画、いきあたりばったりでやり始めても、よっぽど運命の女神の気まぐれに恵まれない限り、失敗します。

事業性とは、採算がとれること、営業利益を出せることで、そうした計画（事業計画）を立てること、事業計画書という書面を作成することが創業の出発点です。

こうした分野で仕事をしてこれなかった方々については、事業計画といっても具体的なイメージは持ちにくく、事業計画書といっても、何をどのように計画して作成すればいいのかピンとこない方も多いと思います。

具体的には、ご自身で出来ない場合には、経営コンサルタント等に相談をしながら、進めていくこととなりますが、「経営コンサルタント」という国家資格はなく、誰でも名乗りは出来ますので、信用できるのかということが不安材料です。商工会議所や自治体、国

の出先機関等で相談に乗ってもらえば、一定の信用もおけ、最小限の費用負担で、こうした相談を受けることができます。こうした相談を繰り返す中で、創業に向けて、ぼんやりしていたイメージが具体的な絵に変わっていくものと思います。

こうした公的な支援制度があまり知られていないのが実情です。ここでは愛知県の行っている創業支援の取り組みについてご紹介します。

愛知県には「あいち産業振興機構」という公益財団があり、総合的に中小企業支援の施策を行っており、その一つとして、「新事業の支援」があります。これについては、「創業プラザあいち」という窓口があり（名駅ウイंकあいち 14階、電話 715-3075、<http://www.aibsc.jp/tabid/148/Default.aspx>）、創業支援の専門家による相談や創業準備スペースを無料で提供しています。

具体的な創業イメージが固まっていない人については、専門のセミナーとして20回の「あいち創業道場」が設けられ、経営・財務の基礎、情報収集、分析方法、営業プレゼンの方法等創業等にあって知っておくべきことを学ぶことが出来ます（20回で20,000円）、創業後についても、販路拡張支援やビジネスマッチング交流会による支援、中小企業支援ファンドによる助成や機械設備の低利によるリース支援等も行っています。

国（中小企業庁）も創業にあっては、各種の支援をしており、これらを活用していけば、たいした金銭的な負担もなく、また、一定水準以上のコンサルを安心して受けられるもので、創業へのスタートにあたって活用しない手はないと思います。（池田伸之）

池田総合特許法律事務所（〒460-0002）

名古屋市中区丸の内一丁目17番19号

キリックス丸の内ビル802号

TEL052-684-6290 FAX052-684-6291

HPアドレス <http://www.ikedalawpatent.jp/>

メールアドレス [ikedalawpatent@par.odn.ne.jp](mailto:ikedalawpatent@par.odn.ne.jp)

【取扱い業務】企業法務／事業再生支援・整理・借金問題／相続・遺言・贈与・事業承継／高齢者ホームロイヤールー  
・後見／交通事故／離婚／子どもを巡る問題／知的ライセンス契約・商標・意匠・実用新案・その他知的財産権／  
労働問題／不動産取引／出張セミナー／建築紛争／医療事故